

江府町農業委員会委員募集要項

現在の農業委員の任期満了後の、令和5年7月20日以降の新しい農業委員を、以下のとおり募集します。

1 募集人数

11人（うち中立委員1人を含む）

※農業委員の任命に際しては、法令により、認定農業者又はそれに準じる者が農業委員の過半を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を1人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

2 任 期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

3 身 分

江府町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

5 委員報酬（月額） ※以下は、現在の農業委員の報酬月額です。

会 長	43,300円
職務代理人	34,000円
委 員	28,800円

6 推薦を受ける人及び応募する人の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。ただし、委員選任予定日において、対の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられその執行中の者。
- (2) 町の一般職の職員である者。

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、郵送又は持参によって提出してください。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

